

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は切れていませんか？

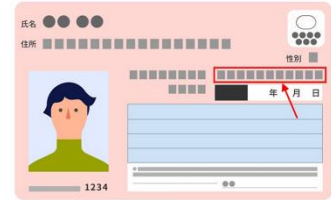
2025年4月までに確認をお願いいたします

～マイナンバーカードには2つの「有効期限」があります～

①マイナンバーカードの有効期限

- 18歳以上の方は、発行の日から10回目の誕生日まで
 - 18歳未満の方は、発行の日から5回目の誕生日まで
- カード自体の有効期限は、カードの券面に“直接”印字されています。

(上記の有効期限が過ぎた場合には、マイナンバーカードを本人確認書類として使えなくなります。)



②電子証明書の有効期限

- 発行の日から5回目の誕生日まで(5年間)

～電子証明書またはカード自体に有効期限が近づいた場合～ ※更新にかかる手数料は無料
有効期限の“2～3カ月前”に住民票のある市区町村から「有効期限通知書」が届きます。

通知書には更新方法の案内が書かれているので、その指示に従って早めに更新手続きを行いましょう。
医療機関にある顔認証付きカードリーダーには電子証明書の有効期限を警告する機能も付いています。



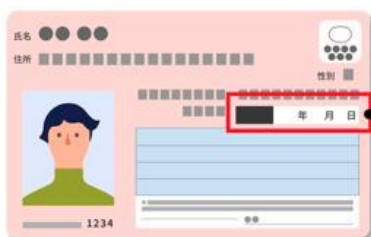
電子証明書の有効期限が切れた場合、3ヶ月は経過措置期間としてマイナ保険証を利用できますが、以降はマイナ保険証として使用できなくなる他、マイナポータルにログインができなくなります。

保険証の有効期限(2025年3月31日)到来後はマイナ保険証を利用いただくようになります。
その際に**電子証明書の有効期限が切れており、使用できない事態を防ぐため、ご自身のマイナンバーカードの電子証明書の有効期限確認をお願いいたします。**



◆電子証明書の有効期限ってどうやって確認するの？

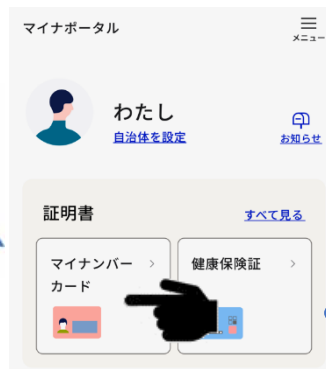
- ・マイナンバーカードの券面(左下図の赤枠部分)に記載されています。
- ・記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



▲マイナポータル



※万が一電子証明書の更新期限を過ぎてしまった場合でも市町村で再発行が可能です。住民票登録のある市町村へ連絡ください